

# ひよどり山農園

## 利用のルール

### 農園利用者の皆様へ

ひよどり山農園は、豊かな自然に恵まれた環境の中で、農作業を通じて自然に親しみ、憩いの場、健康の増進、収穫の喜びなどを味わうことにより、農業への関心と理解を深めていただくことを目的としています。

園内には駐車場、水道、トイレを整備し、利用対象者も市民及び都内在住者ならどなたでも幅広く利用することができます。素晴らしい環境の中で、自ら育てた安全・安心野菜を食卓に並べてください。

本リーフレットには、利用者の皆様が、お互いに気持ち良く利用できるように注意事項等が記載されていますのでよくお読みのうえ、園内でのルールを遵守していただき、農園ライフをお楽しみください。



八王子市産業振興部農林課

# 1 ひよどり山農園の概要

- (1) 所在地 八王子市大谷町976番外
- (2) 利用期間 当該農園の開園日から約3年間です。期間中途からの利用は当該農園利用期間の残り期間となります。
- (3) 区画面積 約10㎡、約20㎡、約30㎡

(4) 利用者負担金(年度ごとのお支払いになります。)

1区画 10㎡：年間 9,750円(市外の方は 12,000円)

1区画 20㎡：年間19,500円(市外の方は 24,000円)

1区画 30㎡：年間29,250円(市外の方は 33,750円)

※「納入通知書」を4月に送付しますので、納付期限までに必ず納付してください。

納付期限を過ぎますとご利用いただけなくなることがあります。

※ 納付後に利用者のご都合により利用の取り下げを行っても、利用者負担金は還付できません。

(5) 期間中途からの利用者負担金

	4月～5月末	6月～9月末	10月以降
10㎡(市内)	9,750円	4,850円	1,950円
〃(市外)	12,000円	6,000円	2,400円
20㎡(市内)	19,500円	9,750円	3,900円
〃(市外)	24,000円	12,000円	4,800円
30㎡(市内)	29,250円	14,600円	5,850円
〃(市外)	33,750円	16,850円	6,750円

- (6) 設備等 駐車場・トイレ・水道等

## 2 利用上の注意事項

(1) 土づくり

利用区画は、十分に肥料を施し、耕運して病虫害の発生を未然に防止しましょう。特に肥料・堆肥は湿ったり濡れたりすると悪臭が発生することがあります。周囲の農園利用者の迷惑にならないよう、肥料・堆肥を施した後は早めに耕運してください。

(2) 雑草処理

雑草は、こまめに刈取るなどの処理をしてください。雑草を放置すると、草が伸びて周囲の利用者にも迷惑がかかり、トラブルの原因となります。雑草を伸ばさないように利用区画は責任を持って管理してください。除草剤の使用は一切禁止しています。

また、他の利用者の迷惑となるような栽培方法は厳禁とします(雑草を抜かない、区画内の管理をしない等)。

### (3) 共用部分

農園を快適に使用するため、共用部分（通路等）の除草も区画内と同様にお願いします。なお、共有部分（通路等）に私物を置かないでください。また、通路の土は土寄せに使わないでください。

### (4) ゴミの処理

農園内にはゴミ置場がありません。農園内で発生した野菜くずや、栽培に使用し不要となった資材・ゴミなどは、必ず自宅へ持ち帰って処理してください。また、農園内外にゴミを投棄しないでください。

### (5) 車による来園

農園周辺道路は大変道が狭く、散策の歩行者も多いため、車の通行の際には充分にご注意ください。特に農園内では徐行運転をお願いします。また、農園への出入りの際も充分に安全確認を行ってください。

### (6) 駐車場について

農園内には駐車場（第一駐車場、第二駐車場）がありますので、必ず駐車場に駐車し、それ以外の場所には駐車しないようにしてください。悪天候時には土がぬかるみまますのでご注意ください。また、1台でも多く駐車できるように整列駐車にご協力をお願いします。

### (7) 水道の利用について

- ① 水道利用については農機具及び手洗い程度とし、農作物への散水は節水のため必要最小限にしてください。
- ② 作物を洗うことは認めていません。
- ③ 水道の蛇口は、水漏れのないよう必ず栓を閉めてください。  
(閉め忘れる方が多くいるので注意してください。)

### (8) トイレの利用について

農園内に設置しているトイレは通常のトイレとは違い、便槽に発酵剤を入れることで、糞尿が腐熟・液化して地中に還元され、有機肥料となる農地用トイレです。利用方法を守っていただき、清潔に使用してください。

備え付けのトイレットペーパー以外の使用は、故障、使用不能の原因となりますので絶対に使用しないでください。

### (9) 作付けの注意

農園の利用期間は約3年間であり、限られた期間のため、アスパラガス、こんにゃくなどの収穫まで期間が長くかかる野菜及び植木、果樹、多年草の草花の栽培はやめてください。サツマイモ、カボチャ、スイカなどの蔓物は周囲の利用者の迷惑になりますので、区画からはみ出さないよう注意してください。

### (10) 利用できなくなった時や転居した場合

都外へ転出した場合や病気・怪我などにより、利用できなくなった場合は、利用区画の清掃後、農林課にご連絡ください。農林課職員が区画の清掃状況を確認した後、「取り下げ票」を受理します。また、八王子市内での転居により住所や連絡先が変更になった場合も必ず農林課へご連絡ください。

利用期間の満了による返還の際は、利用していた区画の清掃をお願いいたします。

### 3 禁止事項

- (1) 公道、私有地に駐車すること。
- (2) 指定された区画を変更したり、転貸したり、他人の区画を使用すること。
- (3) 農園内の通路及び空き地等を耕作すること。
- (4) 農園付近の居住者・通行人等に迷惑をかけること。
- (5) 農園内外に農作物等の残物・使用資材・ゴミ等を放置すること。
- (6) 他の区画の利用者に迷惑を及ぼす栽培方法を行なうこと（雑草を抜かない、区画内を管理しない等）。
- (7) 廃棄物・汚物等、栽培に必要な物の搬入及び耕土の搬出をすること。
- (8) 決められた道路以外を通行すること。

### 4 利用停止について

禁止事項を守らない場合、又は下記（1）～（5）に該当した場合、農園の利用を中止させていただきます。利用中止となった場合、利用した区画に残存する野菜、雑草及び栽培に使用した資材等を撤去してください。また、利用料金の返還は出来ませんので、この利用のルールに書かれた注意事項、禁止事項を守っていただきますようお願いいたします。

- (1) 転出等により都民でなくなったとき。
- (2) 他人の名義を使用する等、偽りの利用申し込みを行ったとき。  
※申込者名で利用者負担金納付義務が発生しますのでご注意ください。
- (3) 利用区画を2か月以上放置、又は不耕作により他の利用者に迷惑を及ぼしたとき。
- (4) この利用のルールに反し、又は利用者として適当でない行為をしたとき。
- (5) 利用者負担金を納付期限内に納めないとき。

### 5 その他

- (1) 市が委託した管理従事者が、定期的に農園内のパトロールを行っています。指示を受けたときは、それに従ってください。
- (2) 市から連絡事項がある場合、掲示看板等にてお知らせします。
- (3) 市がやむを得ず農園を休廃止するときは、原状に復し返還していただきます。
- (4) 農園内においての事故、盗難、天災及び病虫害などによる作物の損害に対し、市は一切の責任を負いません。
- (5) 利用者は、農園の利用に伴う地上権その他一切の法的権利を有しません。
- (6) 市は、災害時には農園を避難場所として利用することができます。
- (7) この利用のルールに定めのない事項は、市が必要に応じ別に定めるものとします。

《お問い合わせ》

八王子市産業振興部農林課

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

電話（直通）042-620-7250